

○道路標識等管理要綱の制定について（通達）

平成26年2月19日

熊交規第132号

道路標識及び道路標示の管理については、これまで「道路標識等管理要綱の制定について（通達）」（平成20年2月26日付け熊交規第147号）に基づき実施してきたところである。この度、継続可能な交通安全施設の維持管理を目的とした実効性のある点検業務を推進するため、別添「道路標識等管理要綱」に基づき実施することとしたので、これまで以上に道路標識及び道路標示の適切な管理に努められたい。

なお、本通達の施行をもって前記通達は廃止する。

別添

道路標識等管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通の安全と円滑を確保するため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき熊本県公安委員会が設置し、及び管理する道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の適切な維持管理について必要な事項を定めるものとする。

第2 管理体制

- 1 警察本部に本部道路標識等管理責任者（以下「本部管理責任者」という。）を置き、警察本部交通規制課長をもって充てる。
- 2 警察署に警察署道路標識等管理責任者（以下「署管理責任者」という。）を置き、警察署長をもって充てる。
- 3 本部管理責任者及び署管理責任者は、相互に連携して、道路標識等の適切な維持管理に努めるものとする。
- 4 署管理責任者を補佐し、道路標識等の管理に関する事務を処理するため、

警察署に道路標識等管理補助者を置き、交通規制を担当する課長をもって充てる。

第3 本部管理責任者の責務

1 総括的責任

本部管理責任者は、県下全域に設置された道路標識等の維持管理について総括的な責任を負うものとし、署管理責任者に対して維持管理に関する必要な指示を行うものとする。また、道路標識等点検月間を定めるなど、集中的かつ効果的な点検業務の推進を図るものとする。

2 指導教養

本部管理責任者は、署管理責任者及び道路標識等管理補助者に対し、道路標識等の適切な維持管理を行うために必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

第4 署管理責任者の責務

1 署管理責任者は、管轄区域内の道路標識等の維持管理に関し第一次的な責任を負うものとし、第5に規定する点検を通じて次の事項を把握するものとする。

- (1) 道路標識等の効用を損なう破損、滅失等の異状の有無
- (2) 道路標識等と法第4条第1項に規定する公安委員会の交通規制に係る決定（以下「公安委員会意思決定」という。）との整合性

2 署管理責任者は、本部管理責任者から道路標識等の維持管理に関する指示があった場合は、当該指示に対し適切に対応し、その結果を報告するものとする。

第5 点検

1 点検種別

- (1) 隨時点検
交通指導取締り、警ら活動その他の警察活動を通じて隨時行う点検
- (2) 定期点検

道路標識等の倒壊による危害の防止及び効果的な補植・補修工事のため、年1回以上定期的に行う点検

(3) 特別点検

風水害、震災等の発生直後その他特に必要があると認められるときに行う点検

2 点検方法

(1) 目視点検

道路標識等の外観上の異状の有無、道路標識等と公安委員会意思決定との整合性等について目視により行う点検

(2) 揺らし点検

道路標識の異常なぶれの有無、標識板（補助標識を含む。以下同じ。）の取付金具の緩みの有無等について、道路標識を揺らすなどして行う点検

3 点検事項

(1) 標識板、支柱、共架金具等の設置箇所及び設置角度の状況

(2) 標識板の損傷及び腐食の状況

(3) 反射材の剥離状況

(4) 標識板の固定状況

(5) 道路標示の設置位置及び摩耗状況

(6) 道路標識等と公安委員会意思決定との整合性

(7) その他必要事項

4 点検における留意事項

(1) 道路標識の点検に当たっては、明らかに異状が認められない場合を除き、目視点検及び揺らし点検により行うものとする。

なお、設置後20年以上経過した道路標識については、目視点検と併せて、揺らし点検を行わなければならない。

(2) 次のいずれかの環境下又はこれに類似する環境下に設置された道路

標識については、特に注意して点検を行うものとする。

- ア 沿岸部
- イ 冬期に塩化カルシウムを多用する場所
- ウ 土中
- エ 河川、湖沼等の湿地帯
- オ 年間を通じて強風又は突風が吹くおそれがある場所

第6 異状認知時の措置

- 1 署管理責任者は、道路標識等の破損、滅失その他の異状を認知した場合は、予算措置を必要としない簡易な補修、障害物の除去等を行うとともに、取替え等が必要なときは本部管理責任者に報告するものとする。
- 2 署管理責任者は、道路標識の落下又は倒壊その他特異事案が発生した場合は、交通事故、老朽化、風水害等その理由を問わず、直ちに、本部管理責任者に報告するものとする。
- 3 1又は2の場合において、緊急に修繕が必要なときは、署管理責任者は、危険防止のための応急措置を講じた上で、直ちに、緊急修繕上申書（別記様式）により本部管理責任者に報告するものとする。
- 4 本部管理責任者は、署管理責任者から1及び2の規定による報告を受けたときは、必要な施設整備を行うものとする。
- 5 署管理責任者は、道路標識等と公安委員会意思決定との不一致を認めた場合は、直ちに本部管理責任者に報告し、道路標識の被覆又は撤去、標識板の交換その他の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて公安委員会意思決定に関する上申を行うものとする。

第7 点検結果の報告及び管理

- 1 署管理責任者は、点検結果について交通安全施設総合管理システムにより管理し、毎年1回電磁的方法により報告するものとする。
- 2 本部管理責任者及び署管理責任者は、道路標識等の維持管理のための基礎資料として、点検結果を適切に保管管理するものとする。

第8 関係機関等との調整

本部管理責任者及び署管理責任者は、道路標識等の適切な維持管理に資するため、道路管理者を始めとした関係機関等との必要な連絡調整に努めるものとする。

第9 道路使用許可等に伴う措置

- 署管理責任者は、法第77条の規定による道路の使用の許可を行う場合又は法第80条の規定による工事若しくは作業の協議に応じる場合は、既設の道路標識等の効用が妨げられることのないよう道路標識等の原状回復等に関する必要な条件を付すものとする。
- 署管理責任者は、道路標識等の原状回復等に当たっては、交通規制担当者、交通担当課（係）員等の現場立会いによる指導その他適切な措置を講じるものとする。

※ 別記様式（略）